

熊谷スポーツ文化公園/ 利用料金表(令和7年4月1日)

◇ 陸上競技場

※ ()内は高校生以下

区分	終日6:00～21:30 ただし、「補助競技場」、「投てき場」の単独利用は6:00～17:00。「メイン競技場の付帯施設(各諸室)の単独利用」、「別途公園内行為許可を伴わない場合」については8:30～17:00				摘	要
	1時間あたりの金額 単位:円					
	県内料金		県外料金			
メイン競技場	5,760	(2,880)	8,640	(4,320)	・照明代1時間につき(メイン競技場) 1,500Lx 9,170円 1,000Lx 6,380円 500Lx 3,430円 300Lx 2,340円	
補助競技場	1,780	(890)	2,670	(1,330)		
投てき場	770	(380)	1,160	(580)		
第一集会室	1,570	(780)	2,360	(1,180)		
第二集会室	1,250	(620)	1,880	(940)		
第三集会室	1,250	(620)	1,880	(940)		
第四集会室	2,440	(1,220)	3,660	(1,830)		
トレーニング室1	1,050	(520)	1,580	(790)		
トレーニング室2	2,140	(1,070)	3,210	(1,600)		
トレーニング機器室	1,050	(520)	1,580	(790)		
ディレクター室	1,050	(520)	1,580	(790)		
VIP室	1,050	(520)	1,580	(790)		
応 接 室	940	(470)	1,410	(700)		
ミーティング室	260	(130)	390	(190)		
雨天練習場	1,050	(520)	1,580	(790)		
放送設備	730	(360)	730	(360)		
大型映像装置	1,150	(570)	1,150	(570)		

◇ グラウンド・ゴルフ場(専用コート・野外)

※ ()内は高校生以下

区分	終 日8:30～17:00 ただし、6月1日から8月31までは8:30～17:30 1時間あたりの金額 単位:円				摘 要
	県内料金		県外料金		
	A(東)面 ・ B(西)面	520	(260)	780	

< その他備品等利用料金(共通) >

	半日	1日	1回
拡声器一式	1,880円	3,760円	
プロジェクター	1,530円	3,060円	
ロッカー			100円
電気自動車			1,050円
流し台			3,150円
フレックステント			5,240円
ライン代			8,150円

区 分	1人	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上
シャワー	210円	4,200円	10,500円	21,000円

陸上個人利用 (4H) 3/15～9/15 8:30～18:00 9/16～3/14 8:30～17:00	県内一般	210円
	県内学生	100円
	県外一般	320円
	県外学生	160円
	障害者	無料

熊谷スポーツ文化公園/ 利用料金表(令和7年4月1日)

◇ ラグビー場

※ ()内は高校生以下

区分		終日6:00～21:30 ただし、「B・Cグラウンド」の単独利用は6:00～17:00 「Aグラウンドの付帯施設(各諸室)の単独利用」、「別途公園 内行為許可を伴わない場合」については8:30～17:00 1時間あたりの金額 単位:円				摘 要	
		県内料金		県外料金			
A グ ラ ウ ン ド		8,920	(4,460)	13,380	(6,690)	・照明代1時間につき(Aグラウンド)	
B ・ C グ ラ ウ ン ド		1,050	(520)	1,580	(790)	2000Lx	10,370円
Aグラウンド メインスタンド	運営本部室(A)	1,360	(680)	2,040	(1,020)	1500Lx	7,780円
	選手控室01	1,510	(750)	2,270	(1,130)	1000Lx	5,180円
	選手控室02	1,510	(750)	2,270	(1,130)	500Lx	2,590円
	選手控室03	1,510	(750)	2,270	(1,130)		
	選手控室04	1,510	(750)	2,270	(1,130)		
	ウォーミングアップ場01	1,540	(770)	2,310	(1,150)		
	ウォーミングアップ場02	1,540	(770)	2,310	(1,150)		
	レセプションルーム	2,790	(1,390)	4,190	(2,090)		
	記者会見室	2,790	(1,390)	4,190	(2,090)		
	E101	340	(170)	510	(250)		
	E102	330	(160)	500	(250)		
	E103	320	(160)	480	(240)		
	E104	260	(130)	390	(190)		
	E105	430	(210)	650	(320)		
	E106	440	(220)	660	(330)		
	E107	620	(310)	930	(460)		
	E108	640	(320)	960	(480)		
	VIPラウンジ	5,300	(2,650)	7,950	(3,970)		
	VIPラウンジビューボックス	1,170	(580)	1,760	(880)		
	01ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)	・ビューボックスのみ利用する場合は、	
	02ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)	VIPラウンジ利用料金を別途	
	03ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)	合算する。	
	04ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)		
	05ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)		
	06ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)		
	07ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)		
	08ビューボックス	850	(420)	1,280	(640)		
	放送設備	730	(360)	730	(360)		
	大型映像装置(北側 大型画面)	480	(240)	480	(240)		
大型映像装置(南側 サブ画面)	160	(80)	160	(80)			
Aグラウンド バックスタンド	ミーティング室01(A)	810	(400)	1,220	(610)		
	ミーティング室01(B)	920	(460)	1,380	(690)		
	ミーティング室02	870	(430)	1,310	(650)		

◇西グラウンド

※ ()内は高校生以下

区分	終 日6:00～17:00 1時間当たりの金額 単位:円				摘 要
	県内料金		県外料金		
	西グラウンド	2,000	(1,000)	3,000	

◇ソフトボール場

※ ()内は高校生以下

区分	終 日6:00～17:00 ただし、6月1日から8月31日までは6:00～17:30 1時間当たりの金額 単位:円				摘 要
	県内料金		県外料金		
ソフトボール場	840	(420)	1,260	(630)	
放送設備	620	(310)	620	(310)	
電光表示板	620	(310)	620	(310)	

< その他備品等利用料金(共通) >

区分	半日	1日	1回
拡声器一式	1,880円	3,760円	
プロジェクター	1,530円	3,060円	
ライン代			8,150円

区 分	1人	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上
シャワー	210円	4,200円	10,500円	21,000円

熊谷スポーツ文化公園/ 利用料金表(令和7年4月1日)

◇ 彩の国くまがやドーム

※ ()内は高校生以下

区分		終 日6:00～21:30 1時間あたりの金額 単位:円				摘 要
		県内料金		県外料金		
多目的運動場	全面	5,870	(2,930)	8,810	(4,400)	<平日昼間>
	1/4面	1,470	(730)	2,210	(1,100)	
	フットサル利用 (1コート)	1,890	(940)	2,630	(1,310)	<土・日祝・夜間>
		2,940	(2,200)	3,680	(2,570)	
	テニス利用 (1コート)	1,050	(520)	1,580	(790)	※テニス利用は照明代含む ・照明代1時間につき(補足事項参照)
体育館	全面	6,140	(3,070)	9,210	(4,600)	多目的運動場 750Lx(全面) 2,010円
	1/3面	2,050	(1,020)	3,080	(1,540)	300Lx(全面) 870円
練 習 室		3,150	(1,570)	4,730	(2,360)	300Lx(1/4面) 280円
放送設備		730	(360)	730	(360)	体育館 1,500Lx(全面) 1,340円
競技打合せ室		420	(210)	630	(310)	750Lx(全面) 650円
控 室		860	(430)	1,290	(640)	300Lx(1/3面) 100円
						・冷暖房費1時間につき(令和7年度) 体育館 冷房 5,450円 暖房 11,590円 ※令和7年4月1日～令和8年3月31日

< その他備品等利用料金(共通) >

区分	半日	1日	1回
拡声器一式	1,880円	3,760円	
プロジェクター	1,530円	3,060円	
スポーツコート			1㎡ 20円
ロッカー			100円
電気自動車			1,050円
流し台			3,150円
フレックステント			5,240円
屋外ステージ			10,480円

区分	1時間
卓球台(多目的運動場)	320円
卓球台(体育館)	630円
卓球ラケット・ボールセット	320円
バドミントンネット(多目的運動場)	320円
バドミントンネット(体育館)	630円
バドミントンラケット・シャトルセット	320円
テニスラケット・ボールセット	320円
ボールセット	320円
ボールまたはシャトル	100円
ビブス・ボールセット	320円
ビブスまたはボール	160円

区 分	1人	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上
シャワー	210円	4,200円	10,500円	21,000円

バッテリーカー		1回	100円
レンタルサイクル		1時間	250円 ～ 500円
健康づくりプログラム		1回	500円
バーベ キュー サービス	Q太郎コース	大人	4,500円
		小学生	2,300円
	海鮮コース	大人	5,900円
		小学生	2,950円
	機材コース	大人	2,680円
		小学生	1,340円

トレーニングルーム 個人利用(4H) 9:00～21:30	県内一般	320円
	県内学生	210円
	県外一般	420円
	県外学生	260円
	障害者	無料

熊谷スポーツ文化公園/ 利用料金表(令和7年4月1日)

◇ 公園内行為許可に伴う料金

行為名	貸出区分	料金(単位:円)		摘 要
		県内料金	県外料金	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1㎡あたり1時間	(*)2	(*)3	・(*)は、許可対象となる数量を乗じて得た額に、105分の110を乗じる
物品の販売、興行その他の営業行為	1㎡あたり1時間	(*)3	(*)4.5	
写真の撮影	1件あたり1時間	2,250	3,375	
映画等の撮影	1件あたり1時間	6,280	9,420	
●東第1多目的広場 (競技会及びこれに類する行為の場合)	A面・B面あたり各1時間	770	1,155	
(写真及び映画等の撮影の場合)	1面(A+B)あたり1時間	2,320	3,480	
●東第2多目的広場 (競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,050	1,575	
(写真及び映画等の撮影の場合)	1面あたり1時間	1,570	2,355	
●東第3多目的広場 (競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,050	1,575	
(写真及び映画等の撮影の場合)	1面あたり1時間	1,570	2,355	
●東第4多目的広場 (競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,050	1,575	
(写真及び映画等の撮影の場合)	1面あたり1時間	1,570	2,355	
●西多目的広場 (競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,050	1,575	
(写真及び映画等の撮影の場合)	1面あたり1時間	1,570	2,355	
●芝生広場(東)(競技会及びこれに類する行為の場合) ※ただし、グラウンド・ゴルフ利用の場合に限る	A面・B面あたり各1時間	520	780	
●自由広場(競技会及びこれに類する行為の場合) ※ただし、ラグビー場または陸上競技場施設利用を伴う場合に限る	1面あたり1時間	1,550	2,325	
広告物の表示	1㎡あたり1時間	530	795	
大型映像装置による広告	1件 30秒	12,630	18,945	

◇ 補足事項

- 個人利用の場合は、全員が学生(小学生、中学生、高校生)で申告すると学生料金を適用。ただし大学生は除く。
- 利用時間とは、準備に関する時間及び利用後に現状回復に要する時間を含むものとする。
- 照明を点灯する場合は利用料金に別途照明代を加算する。但し、以下の場合には常に照明を点灯し利用料金に別途照明代を加算する。
多目的運動場:3月～10月は17:30より、11月～2月は16:30より利用面に応じて点灯。
体育館 :利用時間・利用面に応じて点灯。
- 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額(注1)を徴収するものとする。
- 埼玉県都市公園条例第9条第1項第一号及び第四号に掲げる行為を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- 写真及び映画等の撮影の行為については、原則9:00～17:00の間とする。やむをえずこの時間を超えて行為を行う場合は、管理費として職員一人当たり次の額を徴収する。
・5:00～9:00、17:00～22:00の間は、1時間当たり2,880円
・22:00～翌5:00の間は、1時間当たり3,460円
- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等をお持ちの方と同伴者1名までは施設及び諸室の利用料が免除となる。
(本人1名につき介護者1名まで)
(注1)管理の実費相当額においては、撮影の行為の管理費に準じて算出する。